② 減損の認識に至った経緯
当該建物を調査した結果、建築確認済証の取得が確認出来ず、東京都より取り壊しを行うよう指導されたことから、平成28年12月２日をもって廃止・取壊しの決定を行ったため。
③ 減損額
損益計算書上に計上していない金額：８千円（建物附属設備８千円）
④ 回収可能サービス価額
使用価値相当額が０円であると判断し帳簿価額を０円まで減損した後、当事業年度中に除却処理を行っております。

⑻ 電話加入権
① 減損を認識した固定資産の概要
用途：電話回線
種類：電話加入権
場所：東京都目黒区大岡山２－１　他
帳簿価額：378千円
② 減損の認識に至った経緯
電話加入権の市場価格が著しく下落し、市場価格の回復の見込があると認められなかったため。
③ 減損額
帳簿価額は回収可能サービス価額に比して低廉なため、減損額は計上しておりません。
④ 回収可能サービス価額
使用価値相当額が正味売却価額と比較し高いため、使用価値相当額を採用しており、使用価値相当額は再調達価額をもって算定しております。

⑼ 教育・研究用機器
① 減損の兆候が認められた固定資産の概要
用途：教育・研究用機器
種類：工具器具備品
場所：東京都目黒区大岡山２－１　他
帳簿価額：31,357千円
② 減損の兆候の概要
固定資産が使用されている業務において、研究の都合等で当該資産の使用が著しく低下しているため。
③ 減損の認識に至らない根拠
今後においても使用が想定されているため。

６．重要な債務負担行為
該当事項はありません。

７．金融商品関係
⑴ 金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金、公債、金銭信託及びＡＡ格以上の本貨建外国債のみを購入しており株式等は購入しておりません。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。
（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
① 投資有価証券及び有価証券	11,917,789	12,281,694	363,904
満期保有目的の債券	11,618,625	11,982,530	363,904
その他有価証券	299,164	299,164	—
② 現金及び預金	4,034,326	4,034,326	—
③ 未払金	(3,864,317)	(3,864,317)	—

（＊１） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。
（注１） 金融商品の時価算定方法
① 投資有価証券及び有価証券
これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
② 現金及び預金
これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
③ 未払金
短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

８．賃貸等不動産関係
当法人は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．重要な後発事象
該当事項はありません。

10．教育研究資金の不正使用について
平成28年３月に文部科学省に対し最終報告を行った「大学院生命理工学研究科元教授の研究室における不正使用について」の件における当該関係者への損害賠償請求において、一部訴訟は継続しているものの、損害賠償請求金額の大部分において和解が成立し弁償金を受領しました。また、平成28年12月に公表した「教育研究資金の不正な使用に係る調査結果について」の件において当該准教授へ返還請求を行い、弁償金を受領しました。
上記については「２．損益計算書関係」に記載のとおり当該事業年度の財務諸表に反映しております。

国立大学法人東京海洋大学平成28事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学平成28事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

平成29年10月6日

東京都港区港南４－５－７
国立大学法人東京海洋大学　学長　竹内　俊郎